

平成27年 4月27日

各 位

会 社 名	株式会社アイネス
代表者名	代表取締役社長 森 悦郎 (コード番号9742 東証第1部)
問合せ先	経営企画本部 広報・IR部長 小林 明広
電話番号	03-6261-3400

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の 非更新（廃止）に関するお知らせ

当社は、平成18年6月23日開催の第44回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」を定め、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会および平成24年6月22日開催の第50回定時株主総会において、その内容の更新につき株主の皆様のご承認をいただいております（平成24年6月22日開催の第50回定時株主総会で承認されたものを「本基本方針」といいます。）。

本基本方針の有効期間は、平成27年6月下旬開催予定の第53回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までといたしておりますが、当社は、平成27年4月27日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本基本方針を廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、株主の皆様のご承認をいただいて「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」を定め、かかる方針に基づく具体的な対応策を当社取締役会にて決議し、これまで更新してまいりました。

この間、当社は、持続的な成長と高収益体質を確立し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの社会的信頼に応えていくこと、並びにコーポレート・ガバナンスの整備・強化に取り組むことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいりました。

また、当社取締役会は、本基本方針を定めた後も企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上の観点から、買収防衛策に関わる情勢を含め、本基本方針の変更および継続の可否について、当社の独立委員会委員や機関投資家をはじめ市場関係者の意見なども参考にして、慎重に検討を続けてまいりました。

その結果、当社取締役会は、本基本方針の有効期間の満了を迎えるにあたり、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株式の大量買付行為に関する整備が進んでいることから、株主の皆様あるいは当社取締役会が株式の大量買付行為に対して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという、本基本方針の目的も一定程度担保されるものと考え、現時点においては本基本方針を更新する意義が相対的に低下してきているものと判断いたしました。

このような判断を踏まえて、当社は、平成27年4月27日の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本基本方針を更新しないことを決議いたしました。

なお、当社は、今後も当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に取り組んでまいります。本基本方針の非更新後も、当社株式の大量買付行為がなされた場合には、株主の皆様との適切な判断のために必要な情報の収集や適時適切な情報開示、株主の皆様との検討のために必要な時間の確保などに努めるとともに、法令および当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上